

工場立地法における敷地外緑地制度に関するガイドライン

平成26年12月1日

改正 令和4年7月1日

堺 市

本市は、国に選定された「SDGs未来都市」「環境モデル都市」として、「堺市緑の保全と創出に関する条例」の基本理念に基づき、緑豊かで潤いのある良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で快適な生活の確保に向けた取組みを推進しています。

特に、本市南部（南区）に位置するおよそ1600haの南部丘陵は、緑地保全配慮地区と定められており、生物多様性やクールダムとしての機能の観点からも重要とされる樹林地が残っているなど、市にとって貴重な資源となっています。この里地里山の緑を将来世代に残すため、平成25年に改訂した「堺市緑の基本計画」及び「生物多様性・堺戦略」に基づき、市民、事業者、行政など多様な主体との協働による取組みが求められています。

一方、工場緑化に関しては、「堺市緑の工場ガイドライン」に基づいて工場敷地内でのより質の高い緑地形成を推進していますが、工場の中には、生産施設の増改築を行う場合、敷地内に緑地等の面積規制を充足する緑地等を確保する余地が無く、投資計画の実行が困難な状況になっている工場が見受けられます。また、生産施設の老朽化が進んでいることから、防災面や省エネ面、CO2削減等の理由からも建替え等が求められています。

そのような中、国においては、法の敷地外緑地の範囲拡大を認める運用改正が図られており、その運用にあたっては地域の実情に応じて基準(ガイドライン)を定め、判断を行うこととされています。

そこで、本市では、企業が工場敷地内での緑化について最大限努力することを前提としながら、企業が一定の財政的負担をすることで、南部丘陵において確保する緑地を、敷地内緑地等と同程度の効果を持つものと認めることとし、法が求める環境施設面積(緑地含む)の不足分について、南部丘陵に確保した緑地(公有地)で補うことができる敷地外緑地制度を平成26年12月に創設しました。

その後、令和4年7月の工場立地法地域準則条例の改正による規制緩和に合わせ、これまでは特例既存工場のみを対象としていた制度を、現に設置されている工場のうち一定の要件を満たす工場についても対象とする改正を行いました。

本ガイドラインは、本市において敷地外緑地が認められる場合や、その判断基準の考え方を示すものです。当該制度を通じて、環境保全と地域産業の活性化を両立させ、次世代へと繋がる持続可能な都市・堺の実現をめざします。

本市における敷地外緑地が認められる要件

次の①から④の要件をすべて満たす場合には、敷地外緑地を認める。

- ① 工場周辺の地域の住環境との調和という観点から、「堺市緑の工場ガイドライン」に基づき、工場敷地内においても、質の高い緑地形成に努めること。
- ② 本市が指定する南部丘陵について、工場立地法に係る敷地外緑地の施設整備及び維持管理に関する協定を結び、本市の里山景観と自然環境の保全に寄与すること。
- ③ 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があること。
- ④ 本制度を活用して確保した緑地と敷地内に確保する緑地等を合わせた面積が、準則に適合するために必要とされる緑地等面積を満たしていること。

